

◎議案第23号 しらおい子ども憲章の制定について

日程第3、議案第23号 しらおい子ども憲章の制定についてを議題に供します。提案の説明を求めます。坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは議案第23号、議23-1をお開きください。

議案第23号 しらおい子ども憲章の制定について。

しらおい子ども憲章を次のとおり制定するものとする。

平成26年2月27日提出。白老町長、戸田安彦。

続きまして議23-3、議案説明に移ります。しらおい子ども憲章の制定について。次代を担う子どもたちが夢や希望を持ち、明るく元気よく、心身ともに健やかに成長するため、子どもは自ら主体的に行動し、大人は子どもを慈しみ、子どもと大人がそれぞれの役割と責任を自覚し、ともに育ち合う協働型の子ども憲章を制定し、町全体で子育て、子育ての機運を醸成することを目的としている。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

けんしょう

しらおい子ども憲章 ～「ウレシパ（育ち合う）」

わたしたち白老の子どもと大人は、ともに信頼し合い人にやさしい町をつくるため、未来に向けて夢や希望をもち、明るく元気に生きていくことを誓い、町制施行60周年の節目にしらおい子ども憲章を定めます。

子どもは

- いじめや差別をなくし 自分の命とともにすべての人の命を大切にします
- 相手への思いやり・やさしさ・感謝の心を忘れません
- きまりを守り 責任をもって行動します
- 夢や希望をもち 自ら努力し未来をつくります
- すすんで元気よく あいさつをします
- 自然を大切にし 歴史や文化を学びます

おとな
大人は

- 1 一人ひとりを そんちょう 尊重し いのち 命を守ります
 - 2 子どもの心に寄り添い よ そ ともに考え せいちょう ささ 成長を支えます
 - 3 子どもから しんらい 信頼され こうどう 手本となるよう行動します
 - 4 ゆめ きぼう 夢や希望をもって しせい 生きる姿勢を示します
-

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 23 号 しらおい子ども憲章の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第 23 号は原案のとおり可決されました。